

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を次のように定め、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

1 ITU-T勧告E. 164に準拠した番号であって、ITU-Tが次の表の左欄に掲げるサービス又はネットワークに対して割り当てた同表の右欄に掲げる数字から始まる15桁を超えない十進法による数字

International Freephone Service	800
Inmarsat SNAC	870
Iridium Communications Inc.	8816又は8817
Globalstar	8818又は8819
Thuraya RMS Network	88216

2 ITU-T勧告E. 212に準拠した番号であって、ITU-Tが割り当てた901から始まる15桁を超えない十進法による数字